千葉県1区
選挙管理委員会
29.2.13
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（平成 28 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政党団体

（ふりがな）（じゆうとう　ちばけんだいさんくそうしぶ）

1 政治団体の名称　自由党　千葉県第３区総支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県市原市姉崎海岸２７

3 代表者の氏名　岡島　一正

4 会計責任者の氏名　片岡　武豊

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先

（担当者）片岡　武豊

（電話）080-1149-9586

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　岡島　一正
・公職の種類　衆議院小選挙区
（該当する方に○→）　（候補者）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ １年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
(1) この表紙に記載する内容は、同合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 3 0 3 0	2 8	2 9 0 2 1 3	¥2,544,808

✓ △ ○ (13)

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）　　注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		4	800	021
①（前年からの繰越額）	0	2	0				0
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		4	800	021
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		2	255	236
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		2	544	785

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0				0
員数	0	7	0				0人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	0	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0	0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0	0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0	0	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0	0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0	0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

平成21年12月27日訂正
会計責任者　片岡 [redacted]

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			生活の党と山本太郎となかまたち 本部	3,300,000		東京都千代田区麹町4-5-6 森永麹町ビル4F	
			（内訳）	300,000	H28.1.27		
				300,000	H28.2.23		
				300,000	H28.3.23		
				300,000	H28.4.22		
				300,000	H28.5.24		
				300,000	H28.6.29		
				500,000	H28.8.4		
				500,000	H28.8.24		
				500,000	H28.9.21		
			自由党 本部	1,500,000		東京都千代田区麹町4-5-6 森永麹町ビル4F	
			（内訳）	500,000	H28.10.21		
				500,000	H28.11.21		
				500,000	H28.12.19		
8	0	0	この頁の小計	4,800,000			
9	0	0	合計 F	4,800,000			

平成29年12月27日 追加

会計責任者 片岡 武豊

（その６）

（６）その他の収入

			摘要	金額 十億	百万	千	円	収入 年月日	備考
8	0	0	この頁の小計						
8	1	0	１件10万円未満のもの				21		
9	0	0	合計 G				21		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－３）　政治団体

（7）寄　附　の　内　訳　（政治団体）								寄　附　者　の　区　分	政治団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			生活の党と山本太郎となかまたち本部		3,	300,	000				
			内訳）			300,	000	H28. 1. 27	東京都千代田区麹町4-5-6　森永麹町ビル４F	小沢一郎	
						300,	000	H28. 2. 23	〃	〃	
						300,	000	H28. 3. 23	〃	〃	
						300,	000	H28. 4. 22	〃	〃	
						300,	000	H28. 5. 24	〃	〃	
						300,	000	H28. 6. 20	〃	〃	
						500,	000	H28. 8. 4	〃	〃	
						500,	000	H28. 8. 24	〃	〃	
						500,	000	H28. 9. 21	〃	〃	
			自由党本部		1,	500,	000				
			内訳）			500,	000	H28. 10. 21	〃	〃	
						500,	000	H28. 11. 21	〃	〃	
						500,	000	H28. 12. 19	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計		4,	800,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計		4,	800,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

平成29年12月27日削除
会計責任者　片岡武敏

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0			654	000	
	(2) 光熱水費	0	2	0				0	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0			275	077	
	(4) 事務所費	0	4	0			1,076	692	通信 378,996　賃借 619,396　事務管理 78,300
	小計 ((1)～(4))	8	0	0			2,005	769	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0			26	100	
	(2) 選挙関係費	0	6	0				0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0			223	344	
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0				0	
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0			223	344	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0	
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0				0	
	(4) 調査研究費	1	2	0				0	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0				0	
	(6) その他の経費	1	4	0				0	
	小計 ((1)～(6))	8	0	1			249	444	うち本部・支部間の交付金合計　円
	合計	9	0	0			2,255	213	

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
釘類購入			13	565	H28. 4. 20	㈲藤田金物店	千葉県市原市姉崎387	
ガソリン代金			194	755	H28. 12. 29	市原カーカレヂ(株)	千葉県市原市姉崎海岸27	
この頁の小計			208	320				
その他の支出			66	757				
合計			275	077				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（通信費用）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電話料金			19	567	H28.1.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			21	795	H28.2.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			22	657	H28.3.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			20	965	H28.4.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			19	836	H28.5.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			22	396	H28.6.27	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			19	610	H28.7.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			21	002	H28.8.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			19	789	H28.9.26	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			19	364	H28.10.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			19	476	H28.11.25	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
電話料金			20	877	H28.12.26	ＮＴＴファイナンス㈱	東京都港区芝浦1-2-1	
この頁の小計			247	334				
その他の支出			131	662				
合計			378	996				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（賃借料）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース料			19	396	H28.11.21	リコーリース（株）	東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランドスクエア7F	
事務所家賃			360	000	H28.12.29	市原カーカレヂ（株）	千葉県市原市姉崎海岸27	
車両使用料（宣伝カー）			240	000	H28.12.29	市原カーカレヂ（株）	千葉県市原市姉崎海岸27	
この頁の小計			619	396	-			
その他の支出				0	→			
合計			619	396	-			

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（事務管理費）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
収支報告監査費用			54	000	H28.2.9	木村総合法律事務所	千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル5F	
電気工事代金			23	760	H28.8.3	（株）高木電気	市原市姉崎2169-6	
この頁の小計			77	760				
その他の支出				540				
合計			78	300				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 大会費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場使用料			26	100	H28.11.4	一般財団法人 千葉県教育会館維持財団	千葉市中央区中央4-13-10	
この頁の小計			26	100				
その他の支出				0				
合計			26	100				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 ④ 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 宣伝広告費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ポスター作成費			223,	344	H28.4.26	（株）弘報社印刷	千葉県千葉市緑区古市場町474-268	
この頁の小計			223,	344				
その他の支出				0				
合計			223,	344				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 13 日

政治団体の名称　**自由党千葉県第3区総支部**

会計責任者の氏名　**片岡　武豊**　印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２９年２月１３日

自由党　千葉県第３区総支部
代表　岡　島　一　正　殿

登録政治資金監査人　木村龍次
登　録　番　号　第３３９８号
研　修　修　了　日　平成２２年２月１５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、自由党千葉県第３区総支部の平成28年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、第19条の13第２項の定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成または徴収した収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアル基づき政治資金監査を行ったことを報告することにある。

（４）この政治資金監査は、自由党千葉県第３区総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書が保存されていた。

（２）　法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員政治団体の会計責任者が当該帳簿を備えていた。

（３）　法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書

に係る支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込み明細書に係る支出目的書は会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

自由党千葉県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由党千葉県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上